

事務連絡
令和6年3月22日

各県廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「公費解体・撤去マニュアル」の補足（一部解体の補助対象）について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進についてご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により各地で家屋等に大規模な被害が生じ、これに伴い、今後、損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、令和6年1月29日に家屋解体の事務手続を行う際の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」を策定・公表（同年2月21日に改定）したところです。

当該マニュアル中質疑応答集の問12において家屋の一部だけを解体・撤去する場合は補助対象外と記載していることから、全ての場合において一部解体は補助対象外であるものと読み取れる内容となっておりますが、問17の回答のただし書にあるとおり、「登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は補助対象となり得る。」としており、一部解体においても補助対象とすることが可能な場合がございます（本事務連絡「【参考1】「公費解体・撤去マニュアル」質疑応答集抜粋」ご参照）。

市町村ご担当者におかれましては、補足の資料としまして本事務連絡「【参考2】一部解体を補助対象とするイメージ」を参考にさせていただきますとともに、個別の事例等に関する判断についてご不明な点などございましたら環境省下記担当者までご連絡ください。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
村越、安部
TEL:03-5521-8337（直通）
Email:hairi-shisetsu@env.go.jp

【参考1】「公費解体・撤去マニュアル」質疑応答集抜粋

5. 質疑応答集

問12 家屋の一部だけを解体・撤去する場合は対象となるか。

○補助対象とならない。被災家屋全体を解体・撤去する場合のみ対象となる。

問17 母屋と増築した倉庫等がつながっているが、倉庫等だけ解体・撤去する場合は補助対象となるか。

○解体は、棟単位で行うため、一棟の建物であれば補助対象とならない。ただし、登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は補助対象となり得る。

※ 対応イメージの一例であり、各家屋の構造等に応じた対応が必要。

増築部分を残して住家を解体・撤去する場合について

